

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

土地を取得した際の固定資産税

Q : 当社は、先日、工場用地を取得しました。取得の際に固定資産税の精算金を払いましたが、これはどのように処理をすればいいのですか？

A : 土地の取得価額に算入します。

【解説】

税務では、取得価額に算入しないことのできる租税公課には、次のようなものと例示されています。これは、これらの費用が一種の事後的費用であること、流通税的なものであること、第三者対抗要件を具備するための費用であること等から取得価額に含めるかどうかを会社に委ねているのです。

- ① 不動産取得税及び自動車取得税
- ② 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの
- ③ 新增築に係る事業所税
- ④ 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用

固定資産税は、これに含まれておらず、また、次の理由から取得価額に算入しないことのできる租税公課には該当せず、取得価額に算入しなければならないものと思われま

- ① 本来の納税義務者は譲渡者であり、譲受人は単に税相当額を支払っているに過ぎない事
- ② 売買に伴って支払うものであり、事後的費用とは言えないこと
- ③ 譲渡者が払った固定資産税は譲渡者の原価を構成するもので、譲渡価額に反映すべきものであること

